

硫黄島におけるライフライン強化の実証に係る説明書

案件名	硫黄島におけるライフライン強化の実証
公募期間	令和7年12月17日 ～ 令和8年1月14日
参加資格	<p>1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。</p> <p>なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。</p> <p>2 防衛省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと</p> <p>3 日本に拠点を持していること（政府調達に関する協定の適用案件でない場合に限る。）</p> <p>4 次のいずれかに該当する者であること</p> <p>① 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること</p> <p>② 防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項第3号から第7号までのいずれかに該当する者、日本スタートアップ大賞、日本ベンチャー大賞又はその他各府省庁等内におけるスタートアップ表彰の受賞企業</p> <p>※ 公募の時点で競争参加資格を有していない応募者は、必要書類とともに、防衛省所管契約事務取扱細則第9条に規定する一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出するものとする。</p> <p>5 提案する技術を保有していること</p>
案件の概要	<p>(1) スタートアップ技術提案評価方式を適用して解決を求める行政課題の概要</p> <p>広大な領域を有する我が国太平洋上における自衛隊の唯一の展開基盤である硫黄島航空基地の安定利用のため、生活用水及び電力を安定的に確保すること。</p> <p>(2) 行政課題の背景</p> <p>硫黄島は西太平洋における重要な拠点の一つである。近年、不安定な気象及び火山活動に伴う地殻変動、噴火等の地理的制約により、生活用水及び電力の安定的な確保が困難な状況にある。</p> <p>(3) 行政課題の詳細</p> <p>ア 行政課題の当事者</p> <p>防衛省・自衛隊</p>

	<p>イ 当事者の業務の概況</p> <p>硫黄島航空基地を活用し、海上自衛隊及び航空自衛隊の各航空機を運用するとともに、陸上自衛隊や米軍等の訓練を支援している。</p> <p>ウ 当事者が抱える課題（これまでの行政課題の解決に向けた類似の取組を通じてもなお残る課題等）</p> <p>水の供給に関しては、雨水の貯水は天候に左右されるため、生活用水の確保が困難となる年があり、基地における生活用水の安定利用に課題がある。また、電力の供給に関しては、外部からの燃料補給に依存しているため、電力の安定利用に課題がある。</p> <p>度重なる噴火や地震等の地理的制約からライフラインの整備が困難であり、こうした環境下でも安定的に生活用水及び電力を確保することが必要である。</p> <p>(4)解決の目標及びスケジュール</p> <p><b>【解決の目標】</b></p> <p>上記行政課題解決のため、硫黄島に設備を設置するのであれば、整備や修理が容易、かつ、再設置可能な小型なものであることが必要である。仮に自然災害や不具合により設備が故障した場合でも、早期に復旧し、安定的に基地機能を維持することが期待される。</p> <p><b>【スケジュール】</b></p> <p>令和7年度から令和8年度まで、硫黄島において実証する。令和8年度後半に、実証結果を踏まえ、硫黄島におけるライフライン強化の具体的な方策を整理する。</p> <p>(5)参考額</p> <p>1億円</p> <p>注：参考額は単なる目安であり、予算決算及び会計令第99条の5に規定された予定価格と異なり、その範囲内での契約を要するものではない。</p>
<p>優先交渉権者の選定に関する事項</p>	<p>(1) 技術提案の評価に関する基準</p> <p>本事業は、次のア～ウに沿って、技術的要素等により審査を行うものとする。</p> <p>ア 評価項目</p> <p><b>【必須事項】</b></p> <p>① 技術提案書には説明書で記載した水の供給課題、または電力の供給課題のうち少なくとも1つ以上の事項が不足なく記載されているか。</p> <p>② 技術提案の内容は、事業の目的に合致しているか。</p>

- ③ 行政課題のスケジュールと合致しているか。
- ④ 見積価格は参考額を超過していないか。

**【加点事項】**

- ① 技術提案が行政課題の解決に資するものであるか。(最重要項目)
- ② 提案に活用される技術及びサービスに独自性・優位性があり、技術が優れているか。
- ③ 提案内容・実施計画は実現可能、かつ、妥当性があるか。
- ④ 技術提案の主体が高度な、かつ、独自の技術を有するスタートアップ企業等であるか。

イ 評価基準

**【加点事項】**

- ①-1 提案に活用される技術及びサービスが民間又は官公庁への導入実績があるか。
- ①-2 現場レベルで短時間かつ容易に不具合の復旧が可能であることを考慮した提案であるか(遠隔技術支援等を含む)。
- ①-3 交換部品・消耗品は市場で安定的に確保できるか。
- ①-4 迅速な設置・撤収・移動・再展開を考慮した提案であるか。
- ①-5 塩害、台風、地震等の影響がある西太平洋上の離島での使用を考慮した提案であるか。
- ①-6 使用する隊員が短期間で習熟することができることを考慮した提案であるか。
- ①-7 隊員が、取得から運用・維持、廃棄までの手順についての知見を習得及び蓄積することを可能とする仕組みがあるか。
- ①-8 行政課題の要求事項に記載のない付加的な要素が含まれている場合、その必要性は明確かつ妥当な内容だと考えられるか。
- ②-1 従前の方法に対する独自性が認められる技術提案であるか。
- ②-2 既存技術に対する優位性が認められる技術提案であるか。
- ③-1 実現可能性が考慮された設計、製造、試験等の計画となっているか。
- ③-2 事業を遂行する上で適正な態勢をとるための人員確保が見込まれるか。
- ③-3 見積価格と比して、技術提案は費用対効果が高いと考えられるか。

④ 技術提案の主体が高度かつ独自の技術を有するスタートアップ企業等であるか。

※提案によっては、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）で定める規定を満たしているか、官側からのヒアリングを実施したり、仕様の確定時に確認を行うことがあります。

ウ 得点配分

審査点は、100点とする。ただし、うち30点については、技術提案の主体が高度な、かつ、独自の技術を有するスタートアップ企業等に該当する者に対して、次のi～iiiのとおり加点を実施する。

i J-Startup 選定企業、J-Startup Impact 選定企業、J-Startup 地域版選定企業、日本スタートアップ大賞受賞企業、又は日本ベンチャー大賞の受賞企業が単独で技術提案を行う場合

・・・(30点)

ii 「技術力ある中小企業者等の入札機会の拡大について」（平成12年10月10日政府調達（公共事業を除く。）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）の3(3)から(6)までに掲げる者が単独で技術提案を行う場合

・・・(20点)

iii 上記i又は上記iiに掲げる者が大企業その他事業者とコンソーシアム等を形成して技術提案を行う場合

・・・(15点)

(2) 優先交渉権者の選定方法

ア 技術提案を提出した者の中から、評価点が最上位であるものを優先交渉権者として選定する。

なお、評価点が最上位の者が複数者いる場合には、評価項目の重要度の高いものに係る評価点の高い者を優先交渉権者として選定することになる。

イ 優先交渉権者として選定された者には、書面又はE-mailにより、その旨を通知する。

ウ 公募参加資格がないと認められた者に対しては、書面又はE-mailにより、非選定とされた旨及びその理由を通知する。

エ 上記に該当しない者に対しては、書面又はE-mailにより、選定された旨と順位を通知する。

(3) 応募者の義務等

ア 優先交渉権者にする旨の通知を受けた者は「入札及び契

	<p>約心得」(防衛装備庁公示第1号。平成27年10月1日)を熟知の上、公募条件に著しい変更があった場合を除き、技術提案内容から交渉により確定した仕様をもって、商議に参加しなければならない。</p> <p>イ 応募者で優先交渉権者とならなかった者は、仕様書等貸与したものの全てを返却しなければならない。</p> <p>ウ 応募者は、本審査の過程で防衛省側から得た情報の内容で一般に公開されていない情報について開示・漏洩してはならない。</p>
技術提案の改善に関する事項	<p>提出された提案について、対面又はオンラインにより、その内容の改善を求める場合がある。</p> <p>この場合、①技術提案の内容を十分理解し、説明できる者、②提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に対応を依頼する(複数者でも可)。</p>
優先交渉権者の選定日時等	令和8年1月中メド
必要書類	<p>郵送又はE-mailにより以下の書類を「提出先・問合せ先」に示す場所に提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「参加資格」中、3、4及び5が確認できる書類</li> <li>・ 技術提案書</li> <li>・ 概算見積書(見積条件書がある場合はそれも含む。)</li> <li>・ 技術提案改善書(技術提案の改善が行われる場合に限る。)</li> </ul>
提出先・問合せ先	<p>住所：東京都新宿区市谷本村町5-1</p> <p>担当：海上幕僚監部防衛部防衛課防衛班員</p> <p>電話：03-3268-3111(内線50521)</p> <p>E-mail：industrialpolicy@ext.atla.mod.go.jp</p>